

令和8年度熊谷発スタートアップ支援補助金交付要領

令和8年5月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度における熊谷発スタートアップ支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業のテーマ)

第2条 要綱第2条第1項第1号の別に定めるテーマは次に掲げるものとする。

- (1) 気候変動問題の解決に取り組むクライメートテック
- (2) ロボットやドローンなどの先端技術の活用による社会課題の解決
- (3) その他市長が認めたもの

(補助対象経費)

第3条 要綱第4条第1項の別に定める経費は別表1のとおりとする。

(審査会)

第4条 要綱第7条第1項の審査をするため、次のとおり審査会を置く。

- (1) 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、産業振興部長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- (4) 委員長は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて有識者を臨時の委員とすることができる。
- (5) 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- (6) 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (7) 委員は会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は議決権を有するものとする。
- (8) 審査会は、必要に応じて申請した補助事業者の説明を求めることができる。
- (9) 審査会は、非公開とする。
- (10) その他審査会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第2条及び第3条の規定は、この要領により市長から認定を受けた補助対象事業について同日後もなおその効力を有する。

別表1 (第3条関係)

経費区分	内容
機械装置・システム構築費	(1) 専ら補助対象事業のために使用される機械装置の購入、試作、借用に要する経費 (2) 専ら補助対象事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入、構築、借用に要する経費 (3) (1) 又は (2) と一体で行う、改良、据付け又は運搬に要する経費
建物費	(1) 専ら補助対象事業のために使用される建物の建築、改修に要する経費 (2) 専ら補助対象事業のために使用される建物に付随する構築物の建築、改修に要する経費
原材料費・消耗品費	(1) 補助対象事業に係る実験や試作で使用される原料や消耗品に要する経費
外注費	(1) 補助対象事業遂行のために必要となる専門的な業務や技術の外注に要する経費
知的財産関連費	(1) 特許出願、商標登録、調査などに要する経費 (2) 補助対象事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家謝金・コンサルティング費	(1) 補助対象事業遂行のために必要な専門家に支払われる経費

クラウドサービス利用費	(1) 専ら補助対象事業のために使用されるクラウドサービスの利用に要する経費
広報・マーケティング費	(1) 補助対象事業で製造又は提供する製品・サービスの広報及び展示会出展などの販路開拓に要する経費

別表2 審査会委員（第4条関係）

委員	熊谷商工会議所専務理事
委員	くまがや市商工会事務局長
委員	株式会社埼玉りそな銀行から選出された者
委員	埼玉縣信用金庫から選出された者
委員	株式会社武蔵野銀行から選出された者
委員	熊谷商工信用組合から選出された者
委員	市長公室政策調査課スマートシティ担当副参事
委員	総合政策部企画課長
委員	産業振興部商業観光課長
委員	産業振興部企業活動支援課長